関係所属長　殿

交指発第８５号
（地域・交企）
令和６年４月４日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

通学路における交通安全指導の強化について（通達乙）

通学路における交通指導取締りについては、「通学路における交通指導取締りについて（通達乙）」（平成31年４月９日交指発第76号。以下「旧通達」という。）により、重点通学路を中心とした取締りを行い、個々の違反者に反省と気付き与える中で、県民の遵法意識の醸成を図ってきたところであるが、通学路の交通安全を脅かす交通事故は、いまだ後を絶たない状況にある。

この点、通学路における児童の安全確保を図るためには、目に見える形で警察官を街頭に配置し、積極的な交通安全指導を行うことにより、違反の発生そのものを抑止することが重要であることから、この度、下記のとおり新たに通達することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　通学路における交通安全指導の目的

重点通学路を中心に、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を踏まえ、交通違反が発生しやすい場所・時間帯に警察官を積極的に配置し、違反の未然防止に主眼を置いた声掛けと注意喚起により、児童の安全確保を図るとともに、交通安全指導を通じて、車両、歩行者その他のいずれの交通主体であるかを問わず、広く交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目的とする。

２　重点通学路の指定、計画的な交通安全指導及び検証

(1)　重点通学路の指定

重点通学路については、交通事故の発生状況、道路環境、地域住民や保護者、学校関係者等（以下「地域住民等」という。）からの要望、通学路の合同　点検結果等を踏まえて指定すること。

(2)　計画的な交通安全指導の実施

重点通学路における交通安全指導は、通学児童が集中する朝夕の時間帯を中心に、計画的に行うとともに、街頭パトロールも含めた効果的なものとすること。

(3)　交通安全指導の結果の検証

重点通学路における交通安全指導の結果については、ＰＤＣＡサイクルに

よる指導取締り管理の周期に合わせて検証を行い、必要に応じて重点通学路の指定を含め見直しを行うこと。見直しに当たっては、当該重点通学路における違反車両の減少を含めた交通実態の変化のほか、以下の事項等を把握した上で行うものとする。

ア　交通安全指導の実施状況（実施時間帯・実施体制・実施回数・指導警告状況・検挙状況）

イ　交通安全指導に関する意見・要望

ウ　通行禁止違反等、恒常的に敢行される違反の減少等、交通安全指導の効果

エ　交通規制の変更・安全施設の設置状況・道路環境等の変化

オ　通学路における交通事故の発生状況

3　交通安全指導に当たっての留意事項

(1)　違反の未然防止

通学路における時間帯指定の車両通行止めをはじめとする各種交通規制の実効性を確保するため、当該規制の入口等における指導警告を行うほか、規制の対象車両が物理的に通行できない措置を講じるなどして、違反をさせないようにすること。

(2)　実効性のある指導警告

違反者に対する指導警告は交通ルールを認識させる機会でもあることから、指導警告に際しては、自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、実効性のある指導警告を行うこと。

(3)　横断歩道における安全確保

児童が横断歩道を渡る際は正しい横断の仕方を的確に指導するなど、児童に対する保護・誘導活動を行うとともに、車両等の運転者に対しては、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行を促す指導警告を行うこと。

(4)　歩道における安全確保

自転車や特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、歩道は児童等の歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導警告を行うこと。

(5)　悪質・危険な違反の検挙

飲酒運転や無免許運転等の悪質・危険な違反行為を認めた場合や、その他の違反についても、指導警告に応じず、なお違反を敢行する場合には、所要の検挙措置を講じること。

(6)　見守り活動及び合同パトロール等の推進

(1)から(5) までのほか、登下校時間帯の見守り活動、保護者や学校関係者との合同パトロール等を行うなど、児童の安全確保や地域住民に安心感を

与える活動を推進すること。

4　取締りに当たっての留意事項

県本部は、署における指導取締り業務の管理につき十分に把握の上、必要な指導助言を行うとともに、署との連携につき所要の調整を行うこと。

また、上記３の取組を行った上で、なお改善がみられない場合や、交通事故実態の分析及び地域住民等からの要望を踏まえ、真に取締りが必要と認められる場合には、以下の取組を行うこと。

(1)　定時通行車両に対する取締り

朝夕の通学路を通行する車両については、そのほとんどが通勤等の定時通行車両であると考えられることから、各署単位で、管内の重点通学路における違反実態等に応じ、一定期間連続した取締り、週ごとに曜日を変えた取締りを実施すること。

(2)　要望を反映した取締り

地域住民等から各署に寄せられている通学路における取締り要望については、現場の違反実態等を確認するなどして、その必要性を判断して取締りに反映させること。

なお、各署で把握している取締り要望については、交通指導取締り管理簿に記載すること。

(3)　目に見える取締り

通学路における交通事故防止活動は、地域住民等の関心の高い施策であり、目に見える活動を実施することにより、安心感を与えることができるものであることから、視覚効果の高い可搬式速度違反自動取締装置を活用するなど、地域住民等の耳目に触れる取締りを実施すること。

(4)　悪質・危険な違反行為に対する取締り

飲酒運転や無免許運転等の悪質な違反、著しい速度超過や横断歩行者等妨害等をはじめとする交通事故に直結する危険な違反等に対しては、悪質・危険な運転者を早期に道路交通の場から排除する観点から、取締りを実施すること。

5　広報の充実

通学路における児童の安全確保を図るためには、警察による取組及びその趣旨を広く周知することにより、県民の遵法意識を醸成することが重要であることから、ＳＮＳやウェブサイト等の各種広報媒体を活用した訴求力のある広報に努めること。

6　報告

重点通学路の見直しを行ったときは、その都度、別記様式により報告すること。

（別記様式省略）